

20世紀初期におけるドイツのスポーツ・体育と 青少年教育に関する研究 (5)

— 第1次世界大戦中における青少年教育とスポーツ・体育② —

加 藤 元 和

A Historical Study of German Physical Education or Sports
and Youth Education in the Early 20th Century (5)

— On problems of German Youth Education and Physical Education
or Sports in the First World War ② —

Motokazu KATO

Received April 28, 1993

抄 録：（承前）前稿に続いて、本稿では第1次世界大戦中における青少年教育と社会におけるスポーツ・体育（主としてスポーツ・体育団体を中心に）とをめぐる諸問題について、次の様な諸点に視点を置いて明示的認識に至る。

- 1) ドイツ・ツルナー連盟（DT）における積極的な軍事的青少年教育
- 2) ドイツ青少年・民族シュピール促進中央委員会の青少年教育
- 3) スポーツによる青少年教育
- 4) ドイツ体育委員会（DRA）をめぐる諸問題と青少年教育

索引語： ドイツスポーツ・体育，青少年教育

Abstract: This study clarifies some problems of German Youth Education and social Sports Movement in the First World War. The following points were investigated:

- 1) Militaristic Youth Education through "Die Deutscher Turnerschaft"
- 2) Militaristic Youth Education through "Zentralausschuss zur Förderung der Jugend-und Volks-Spiele"
- 3) Youth Education through Sports Movement
- 4) Youth Education through "Deutscher Reichsausschuss für Leibesübungen"

Key Words: German Physical Education and Sports, Militaristic Youth Education

本 論 （承前）

Ⅲ）社会におけるスポーツ・体育と青少年教育をめぐる諸問題

この期においても、社会におけるスポーツ・体育は学校におけるスポーツ・体育と同様にドイツの青少年教育に積極的に関与した。就中、戦時下での「青少年の軍事的教育」が社会におけるスポーツ・体育によって積極的に推進・展開されたのである。ここでは「青少年の軍事的教育」が中心問題となるであろう。

1) ドイツ・ツルナー連盟 (DT) による軍事的青少年教育

DT の指導者達は、前期に引き続いて極めて過激に帝国主義的ドイツ政府のために、ドイツ青少年の軍事的教育を推進した。そして、かつての DT の進歩的思想遺産を破棄し去り、政治的中立あるいは非政党的性格の仮面のもと、ドイツの若き世代を人間的資材として戦場へと駆り立てたのである。

1915年、DT の指導者カール・ロッソウ (Carl Rossow) はドイツ・ツルネン新聞 (Deutsche Turnzeitung, 1915. Nr.12) において、「DT の新課題¹⁾」という見解を発表した。彼は以下の様に説く。

「DT は全力を尽して青少年の軍事的育成に取り組まねばならない。また軍当局と学校当局と一致協力して、その完遂のために尽力・努力せねばならない。²⁾」と。このことは、戦時下におけるドイツ・ツルネン協会を統合する統轄団体としての DT の活動の基本線を明確に示すものである。

更に、彼は軍当局との具体的な協力活動として「DT は軍当局との協力のもと徴兵検査の際に、ツルネンの検査を実施せねばならない。³⁾」という課題をあげている。

最後に、彼は「DT は他の連盟と協力して、民族の身体的能力を最高・最善に保持せねばならない。⁴⁾」と説いていた。

以上の様な DT の新課題の提案は個人的見解として述べられたものであるが、当時の DT 指導部の見解と軌を一にすることは明らかである。

その証拠として、1915年2月6日に、DT の執行部委員会は以下の様な決定を下した。すなわち、「4月1日のビスマルク生誕100年記念日は、できるだけ全般的なツルナーによる感謝の祝典を開催するであろう。卒業後の青少年のツルネン並びに軍事的青少年準備への参加は、各地区のツルネン協会によって多面的に支持される様推進するであろう。⁵⁾」と。

以上の様な委員会の決定事項を考慮しても、DT の「軍事的青少年教育」への積極的努力が証明されるであろう。

1916年、DT 指導部は、「戦争のための委員会会議」を開催した。その席上で、ブレスラウのテュブリッツ博士 (Dr.Toeplitz, Breslau) が会長に選ばれた。また「青少年ドイツ団」幹部の DT 代表者として、シュテッチン市学校委員リュール (Dr.Rühl) が選ばれた。そこで、リュールは軍当局もまたツルネンを青少年の軍事的準備教育の基礎として重視している旨を強調した。

そして、その委員会において、次の様な三原則が決定されたのである。

「1) DT 委員会は青少年の軍事的準備において入隊以前の青少年が武装能力を持つという考え方

に賛同する。

2) 有効なツルネン教授は、青少年の軍事的準備教育のための最善の基礎である。・・・すでに、独自の青少年部局の設置が各地で完了しているけれども、障害がなければ、その他の組織の設置をツルネン協会に紹介する計画である。

3) 20才までの全ドイツ青少年の『軍事的準備』のための法的強制が必須不可欠である。⁶⁾」と。

第1項は、DT 指導部や DT メンバー間の思想的統一を画したものと解して良いであろう。

第2項では、「青少年教育」推進のための青少年部局の設置を意図している。ここでもまた他の団体に対して、「青少年の軍事的教育」の推進活動における DT の優位を証拠づけようとしているのである。

第3項は、州当局の原則よりもより積極的に「青少年の軍事的準備」を推進しようとする DT 指導部の積極的傾向を明らかに示すものである。

更に、DT 指導部は1916年4月20日、21日の委員会において、全ドイツ地区のツルネン協会は、戦時中、協会の運営を軍事的要求に応ずる様にする旨を決定した。なお、委員会は軍務のための青少年の身体教育について、22項目にわたる運動種目を挙げて、細細と説明している。⁷⁾

続いて、1916年9月2日のハンブルクにおける DT の委員会においても「青少年の軍事的準備」についての決定がなされた。その決定の中で、特に目新しい事項は次の様な2点であった。すなわち、「国防ツルネンでの競技試合は入隊前の青少年のためのみならず、軍隊のためにも組織される。⁸⁾」この国防ツルネンの競技試合に関する規定は主として陸軍省から発せられていた。その規定に従って、DT やその他の団体が国防ツルネンを「青少年の軍事的準備」のために活用したのである。こうした事実からも、当時の DT 指導部の偏狭過激なミリタリズム化を指摘しうるであろう。

また「青少年の軍事的準備を16才から開始するのは本質的ではない。それ故、14才から始めねばならない。⁹⁾」旨が決定された。

従前の「青少年の軍事的教育」は16才から実施されていたのであるが、DT 指導部は、今や祖国の勝利のために、早々と14才から軍事的準備を推進せんと試みたのである。

上述の軍事的青少年教育の開始年齢については、既に1914年中頃、陸軍省から「13才以上から・・・軍隊に入隊するまでの全男子青少年が身体訓練に参加する」ことを義務づけた「当該のドイツ青少年の道徳的・身体的諸能力の高揚¹⁰⁾」が規定されていた (Deutsche Turnzeitung, Nr.37)。この陸軍省の規定と DT 指導部の決定との関係については明らかではない。しかしながら、陸軍省の規定に、DT の決定が追随したという事実からして、「青少年の軍事的教育」のイニシャチブは陸軍省が握っていたと考えて良いであろう。では、DT の指導部は、当時のドイツ・ミリタリスト達の一種の傀儡にすぎなかったのだろうか。この点については、更に、次の資料を繙くことによって明らかになるであろう。

1916年、ザクセンにおける第14ツルネン地区 (DT 所属) の地区協議会は次の様な決定を下した。

まず、「軍務上の準備のための基礎は学校内や協会内の計画的・組織的なツルネン教授にある」と冒頭において強調し、その目的の達成のための方策として、次の5点を列挙していた。すなわち、

- 1) 命令に対する厳格な服従と命令の遂行
- 2) 運動運営の簡略化と主要運動の強調

- 3) 軍事的形式と命令の採用
- 4) 国民的運動と応用ツルネンの実施
- 5) 行軍能力の育成とゲレンデ運動の熟達¹¹⁾

の5点であった。

既に、ザクセンでは、1914年「青少年の軍事的準備」について、三大臣の連名による条令が公布されていた。上記の5点が、この条令の原則に基づいて作成されたものであることはなんらの疑念もないであろう。また、DT 指導部の決定が影響を与えていることも見逃してはなるまい。

1917年8月、DT の指導部は代表者会議を開催した。その席上で、「すべての青少年武装法令」の際に、以下の様な要求の考慮と承認を望む旨が決定された。それに拠ると、

一般的要求としては、「すべてのドイツ青少年は学齢期と兵役義務年齢期の間に身体的育成を義務とする。青少年の軍事的準備は国家的課題である。¹²⁾」と強調し、「青少年の軍事的準備」に対するDT 指導部の終始変らぬ積極的な態度を表明している。

更に、14才から17才までの青少年に対しては、「すべての青少年は体育運動を運営する協会の活動に参加して、自分自身の育成義務を十分に果す。」と強調し、青少年の自覚を喚起している。これは前述の強制説と対をなすことであろう。

また、中等学校や師範学校の生徒のためには、「当該の学校指導者に、体育運動の実施を託す。」旨を主張している。補習学校は、「自校の生徒の身体的育成の責任を持つ。」と述べている。続いて、補習学校に対して、非義務である青少年のためには、それぞれの「青少年育成委員会」が監督することを強調していた。¹³⁾

ついで、17才から入隊までの青年については「兵役義務は適切な運動によって、特に体育運動によって、青年の武装能力を高揚せねばならぬ、名誉ある義務である。¹⁴⁾」と強調し、このためには「色々な方法で、体育団体への兵役義務年齢の青年の参加が推進・遂行されねばならない。」と説いている。このことは、当時の体育を運営する団体がいかに「青少年の軍事的準備」に熱中していたかを物語るものにほかならう。また「すべての青少年団体も青少年教育の推進のために、合目的的に尽力するであろう。」と説いていた。¹⁵⁾

続いて、毎年「国防ツルネン競技試合」も青少年育成に大いに貢献するであろうと主張した。

最後に、学校ツルネンについては、「州立の諸学校は十分に整備された運動場や体育館を設置しなければならない。すべての学校は週3時間のツルネンと義務制のシュピールの午後を実施しなければならない。・・・ツルネン教授の免除は校医の証明のみによる。また、ツルネンの成績は各上級学校への進級の場合、考慮される。卒業の場合も同様である。ツルネン教授の監督は、主として体育監督官に委託される。¹⁶⁾」旨を主張していた。

以上がDT 指導部からの「青少年武装法令」に対する要求の概要である。この要求は、当時のDT 指導部の「青少年の軍事的準備や青少年教育」に対する態度、活動方針、考え方を適確に表明するものと考えて良いであろう。1914年以降、DT 指導部は、「軍事的青少年教育、祖国的青少年教育、身体的・道徳的青少年教育」などの旗印を掲げて、ドイツ帝国のために多数の若き世代を育成してきたのである。

この点については、DT の指導部自体が証明してくれる。

1918年に、DT の指導部はDT の結成（一応1868年の結成としている）50周年に当り、活動原則の第2項「ツルネンは、祖国に、真に有能な人間を育成するための一手段として考えられる場合にのみ、稔り多い成果を啓発しうる。」を再確認すると共に、現に、この原則に適って活動し

ていることを自認していた。¹⁷⁾

更に、第2項の後半にある「ツルネン協会はすべての政治的党派の立場から、無条件に超然としていなければならない。」もまた実現しえたと表明している。¹⁸⁾

しかしながら、当時のDTの活動や委員会の決定事項をみると、たしかに党派の立場とは無縁な状況であったけれども、帝国主義的政府や軍部と直接的に結託し、祖国的に有能な青少年への育成という美名に隠れて、青少年を世界戦争へと駆り立てたのである。マルクス史家たちの批判は等しく、DT指導部の「政党との無関係」という裏には、当時のドイツ・ミリタリズムと密接な関係のあったことが隠されていたという所に向けられている。DTの「表看板」である政治的党派との無関係は、とりもなおさず、社会主義との無関係を強調する「保身の術」であったのである。こうしているうちに、当時のDT指導部は、ついに自体ミリタリスト化してしまったのである。

2) ドイツ青少年・民族シュピール促進中央委員会の青少年教育

先の論文において、既に会長フォン・シェンケンドルフの「青少年教育論」について考察した。DT指導部と同じく、彼もまた積極的な「軍事的準備教育」論者であった。こうした思想の持ち主に、監督・指導されていた「当中央委員会」の「青少年教育」の推進はどんな方向であったのであろうか。

1914年6月19日から22日までの4日間にわたり、アルトナにおいて、「第15回青少年・民族シュピールのための会議」が開催された。

その席上、まずシェンケンドルフは「ドイツ民族の身体育成に関する問題をめぐって、協力的に活動している」DT、スポーツ諸団体、青少年ドイツ団、公立の青少年育成保護団体やヴァンデルン協会に対して野外での体育運動の必要性を力説した。¹⁹⁾

ついで市長ハーゲマイスター (Dr.Hagemeister) が「活動的な青少年の鍛錬」(Die Ertüchtigung der wenktätigen Jugend)²⁰⁾という講演を行なった。その内容はドイツ国民生活における疾病を主題とし、出産の減少や青少年の軍事的有能さの低下について論じたものである。²¹⁾

またヴェルデンベルク・ツルネン教師養成学校校長エーベルハルト (Prof.Dr.Eberhardt, シュツットガルト) は、「義務制のシュピールの午後」について講演した。これは、ドイツ帝国内のすべての学校に対して、シュピールの午後の採用・実施を推進せんとしていたのである。²²⁾

更に、コオールラオシュは「自由なシュピール運営」の必要性について述べていた。²³⁾

この「中央委員会」の会議においては、DTの委員会会議の決議の様に、積極的な「青少年の軍事的準備」の原則は提案されなかったのである。そして、ただ単に、本中央委員会設立当時の原則に基づく様な野外における体育運動の推進が強調されていたにすぎなかったのである。しかしながら、会長シェンケンドルフ自身は熱烈な国民教育の推進者であったのであるから、本中央委員会が全然「青少年の軍事的準備」に対して無関心であったとはいえないであろう。ただ、DT指導部の様に、偏狭過激に「軍事的準備」を推進しなかっただけであろう。

この点については良い証拠がある。即ち、「プロイセンの三大臣の連署に成る条令によって規定された青少年の軍事的準備教育は、わが中央委員会が『義務制のシュピールの午後』を遂行するという目的の一部として成果を挙げるのである。²⁴⁾」として、1914年10月31日、11月1日の両日に亘る幹部会にて、当中央委員会の基本路線を決定している。それ故、1914年頃の中央委員会

の主要目的は、あくまでも「シュピール運動」の推進を通して、青少年教育を遂行して行くことであった。

この点について、マルクス史家ヴェストプファールは以下の様に論じている。「・・・なお、中央委員会は、青少年の国防教育に際し、市区の青少年教育を援助した。・・・この目的のために、当委員会は、1914年10月9日に、全市区当局に対して、当委員会編の指導書を紹介した。例えば『教育による国防力』(Wehrkraft durch Erziehung), 『軍事的シュピールの書』(Militärisches Spielbuch), 『ゲレンデ・シュピール』(Geländespiele), 『ヴァンデルン』(Das Wandern) などである。²⁵⁾」そして、1914年の時点から、中央委員会は青少年の国防教育を積極的に推進し、実施したと明示している。

しかしながら、戦争が長期化し、ドイツ国内の緊迫した情勢とあいまって、中央委員会もまたDT指導部と同様、「青少年の軍事的準備」の推進に力点を移行していったのである。

1916年に、中央委員会は陸軍省の代表と共に青少年の軍事的準備のために、以下の様な原則を草案した。(既に、1915年12月28日、29日に中央委員会内の技術委員会は「青少年の軍事的準備」の原案を出していた。本案はそれを更に修正したものである)

それに拠ると、

- 「1) 軍事的準備への参加は義務教育の終了から入隊までの全男子青少年にとって、義務制とする。同様に、女子青少年の身体的教育もまた従来より、更に義務的にする。
- 2) 軍務のための訓練の主目的は全身体能力の育成と意志の陶冶である。
- 3) 準備訓練からの免除は校医あるいは医師の証明を要す。
- 4) 諸学校においては、就中、独自のに必要な準備教育が実施される。
- 5) 軍事的準備のための基本形式はドイツ・ツルネン、すなわちゲレンデ運動を含めた各種の体育運動である。
- 6) 軍事的準備に必要な施設は、質・量ともに充実を要する。また、準備に参加するための時間は法的に認可されねばならない。
- 7) こうした原則にそって、学校、軍部、諸団体は一本化しなければならない。²⁶⁾」

この規定は、DT指導部における決定となんら変る所のないものであるばかりか、就中、ツルネンを中心内容としている点で、DTと同じ路線に乗っていたといえよう。しかしながら、女子青少年の身体的育成にまで着手しようとしたことは注目してよからう。所謂、挙国体制を目指していたのである。

更に、上記の7項目の原則を具体的に実施するために、次の様に規定している。

- A) 武装義務年齢以前の青少年のために、
 - 8) すべての国民学校、中等学校の男女生徒のために
 - a) 野外体育運動のための義務的並びに自由な午後
 - b) 週3時間のツルネン授業
 - c) 全日制あるいは半日制のヴァンデルン
 - d) 必修の水泳授業
 - e) 競技試合
 - f) 休暇中のヴァンデルンとシュピール
- 9) 補習学校年齢期の青年のために

最低週 1 回の義務制のツルネン授業と野外体育運動の午後

10) 師範学校のために

- a) 週 3 時間のツルネン教授
- b) 週 1 回の自由な野外体育運動
- c) 武装準備指導者を養成するための行軍

B) 武装年齢期の青年のために

11) 18歳から20才までの青年のために

- a) 軍事的指導に対する合目的施設における兵役義務的準備
- b) ツルネン団体、シュピール団体、スポーツ団体への積極的参加の推進

12) 大学（専門学校）のために

- a) ツルネン、シュピール、漕艇、水泳などの実施
- b) 体育運動の全領域にわたる講義²⁷⁾

こうした活動原則を規定しながら、中央委員会もまた DT 指導部と同様に、当時のドイツ・ミリタリズムの「下働き」として、多数のドイツの若き世代を戦場へ送りこんだのである。

更に、敗戦が間近にせまった1918年6月30日に、中央委員会はベルリンの市役所で幹部会を開催した。そこには、ドミニクス（第2代会長）、シュミット、コオールラオシュ、シッキンガーなどが出席した（ハーゲンとノイエンドルフの両人は欠席）。この会議においても、中央委員会の幹部たちは、「青少年の身体的育成を推進するための努力」を再確認したのである。²⁸⁾

3) スポーツによる青少年教育

19世紀末から20世紀の10年代に至るまで、伝統的なツルネンと新来のスポーツとは色々な問題をめぐる確執・論争してきた。しかしながら、戦争の勃発と共に、その対立は一応終止符が打たれ、逆に、両者の和解論が抬頭してきたのである。

1914年に、セムビル（G.Sembill）とロッツソウ（C.Rossow）とは共に、北東方面軍事紙並びにブランデンブルク軍事紙において、以下の様な見解を載せ、スポーツとツルネンとの和解調停を策したのである。それによると、

「若者としてのスポーツ界は、まず和解のための最良の意志を表明しなければなるまい。スポーツ界は、DT がその伝統と組織の大きさによって、新しいすべての方向路線に適合しえなかった歴史的発展を、是非とも認めねばなるまい。また、DT は男子国民を育成するという価値多い教育的経験を有している。そこで、スポーツ界はこれらの DT の経験から長所を引き出し、更に、DT と接近しなければなるまい。²⁹⁾」と論じ、スポーツ界の屈服的和解を推進しようと策したのである。

更に、彼等は和解の具体策として、「ツルネン連盟の指導的委員会は、スポーツ団体内に、DT の指導的委員会を設置する。また、ツルネン協会内のスポーツ部局に倣って、スポーツ団体も同様にツルネン部局を創設する様にしなければならない³⁰⁾」と説き、両者の団体内に、それぞれ相互の部局を設置することによって、両者の対立確執の和解をはかったのである。

最後に、彼らは、「スポーツ界とツルネン界とは、最大の注意をはらい、それぞれの攻撃的態度を押え、それぞれの活動方針を表明し、そして相互に相手方を尊重しなければならない。³¹⁾」旨を要望した。

こうしたセムビルとロッツソウの和解策の公表にもかかわらず、スポーツ界とツルネン界からの反応は極めて少なかった。それというのも、当時 DT 指導部は、ドイツ政府や軍部と結託して、積極的な「青少年の軍事的準備」に憂身をやつしていたし、反面、スポーツの指導者たちは、ある遠大な計画を実現しようと策していたからである。この計画というのは、「ドイツ体育委員会」(DRA)の結成をめぐる問題であった(DRAの問題については後節で取りあげる)。こうした状況から、スポーツ界とツルネン界とが実質的に和解するのは更に後年のことなのである。

ここでは、スポーツ運動による軍事的青少年教育に関して少しく論じてみたい。

既に、1911年の「青少年ドイツ団」の結成と共に、幾多のスポーツ団体がこの「青少年育成保護」のための組織に参加したことについては先に論じた。それ故、ドイツ・スポーツもまた戦前から「青少年教育」の推進に関与し、尽力していたことは明らかである。

1916年に、「ドイツ競技者スポーツ連合」(Die Deutsche Sportbehörde für Athletik)は「ドイツ・スポーツに対する戦争の教訓」(Die Lehren des Krieges für den deutschen Sport³²⁾)という見解を発表した。それに拠ると、

「1.戦争は、われわれにドイツ・スポーツの必要性を教えた。³³⁾」と冒頭において説き、戦争とスポーツとの結節点を見出すために、ドイツ・スポーツ指導者たちは色々と説明を試みている。そこで「戦争というものは、競技において鍛錬された神経系統を必要とし、また克己的忍耐、艱難と困窮に対する抵抗力、冒険と勝利への男性的喜び、そして身体と精神との調和を必要とする。平和時においては、種々の闘争を平和的競争においてのみ習得する。これがスポーツというものである。」と説く。こうして戦争とスポーツの競争とを同一視し、そして、スポーツの意義をこの点に求めようとしていたのである。更に、

「戦前、ドイツの軍部において始まったスポーツの実践は将校団や兵士連によって、熱狂的に受け入れられた。そして、スポーツは飛躍的に普及した。・・・戦場において、兵士たちはスポーツで育成されたすべての能力を活用してきた。³⁴⁾」と説く。ここでは、スポーツと軍部との密接な関係を力説するとともに、スポーツの場で育成、獲得された能力が戦場でも役立ったと説いて、スポーツマンを鼓舞するとともに、スポーツの持つ意義について、国民全体に明示しようとしたのである。更に、

「戦争や軍部のみならず、学校や青少年育成活動もまた青少年の心を魅了する手段として、教育的・スポーツの基本路線に適ったスポーツの実践に尽力・努力しなければならない。³⁵⁾」としていた。ここで注目してみたいことは「教育的・スポーツの基本路線に適ったスポーツの実践」ということである。教育というのは、それぞれの時代の歴史的・社会的状況を敏感に反映することであるから、「教育的」といっていても現時でいう意味とは異なるであろう。ここでいう「教育的」というのは、前後の文脈から「民族主義的あるいは国家主義的教育」を意味していると解してもよいであろう。続いて、

「2.スポーツの目的は、あらゆる成就能力の高揚であり、普遍的な身体的教育である。そして、普遍的な育成と成就能力を土台にした各個人の個人的最高成就への形成はこうした目的への手段なのである。³⁶⁾」と説き、ツルナーとの論争点である個人的最高成就と普遍的な成就能力との関

連を強調している。更に

「3.個人的最高成就への努力は一面性へと導くのではなく、かえって一面性からの脱出である。³⁷⁾」という。即ち、ここでは、戦争においても、スポーツにおいても、個人的最高成就というのは多面的能力や真剣な努力の成果であると考えているのである。続いて

「4.ドイツ・スポーツは祖国のために尽す。³⁸⁾」この場合、自分の楽しみのために、スポーツを実践することは、各個人の売買しえない権利であることを認めながらも、なお、祖国のために尽くすことを要求したのである。ドイツにおいては、これまで祖国に有害であると思われるものはすべて排除される傾向にあった。スポーツもまたその命脈を保つためには、祖国のために努力しなければならなかったのである。

「5.競技試合は規則と組織を必要とする。³⁹⁾」ここでも、「戦争は特殊な秩序を要求する」といって、戦争を引き合いに出しながら、競技試合に適合するスポーツもまた統一的な原則に従って、確固たる規則が必要であるというのである。また、その組織としては「ドイツ・オリンピック競技委員会」を挙げている。そして、規則についても、上記「委員会」の決定したものがよろしかろうとしていた。

「6.ドイツ・スポーツは、青少年に対して聖なる祖国愛を育成しなければならない。⁴⁰⁾」と説く。これは、ドイツ・スポーツがこれまで祖国愛への教育を強調してこなかったことに対する反省であると同時に、スポーツによる青少年教育の路線を愛国主義的な方向へ修正しようとする試みであろう。そこで更に「この様にして、ドイツ・スポーツは聖なる祖国愛への特別な育成のために、新しい方策を指示しなければならない。⁴¹⁾」ことになる。

「7.ドイツ・スポーツは、将来ともドイツ文化の推進のために尽力しなければならない。⁴²⁾」と説き、より具体的には、スポーツが「ドイツ青少年の健康と道徳的生活態度の育成に作用する」ことを意味していた。

「8.ドイツ・スポーツとドイツ・ツルネンとの関係は友好的な関係を形成しなければならない。⁴³⁾」と最後に説いている。

約30年間に亘たり、ドイツ民族・国民に対する貢献という点に関して、理論闘争を展開し、それに基づいて、対立・確執を繰り返してきた両者は、祖国の危機に直面して、表面的には一応、友好関係の保持を表明する方向へ進んだのである。

ここで挙げた「ドイツスポーツ競技者連合」の8カ条の活動原則から、当時のスポーツ諸団体すべての活動原則を推測することは危険であろう。しかしながら、これら原則は「ドイツ・オリンピック競技委員会」による決定的な助言と示唆とに従って草案されたものであるから、⁴⁴⁾ ほとんどのスポーツ指導者や団体組織の意志の反映であると解してよいであろう。

ともあれ、ドイツ・スポーツもまた戦争の危機という現実と直面して、DT指導部ほど偏狭過激ではなかったにしろ、祖國的・憂国的方向路線に乗らざるをえなかったのである。

第4節 ドイツ体育委員会 (DRA) をめぐる問題と青少年教育

「ドイツ体育委員会」(Der Deutsche Reichsausschuss für Leibesübungen, DRA)は1895年に設置された「ドイツ・オリンピック競技委員会」を1917年に改称・改組したものである。

改称・改組の理由として、体育史家コッター並びにザオルビールは、単に「1916年の第6回オリンピック大会が戦争のために中止になった⁴⁵⁾」ことに、その原因を求めているが、筆者は、

「ドイツ体育委員会」の改称・改組やその活動原則をめぐる諸問題に関する史家ノイエンドルフとディームとの論争に基づいて、改称・改組の要因を追究しようとする。

ノイエンドルフ (Dr. Edmund Neuendorff) は、まず、「スポーツ・体育関係のすべての活動的な諸団体を1つの統轄団体に統合するということは以前からの、われわれの願望であった。そこで、その伝統と規模とにおいて、最適であると考えられたのがDTである。しかし、残念ながら、DTは組織的・計画的創造性に欠けていたのである。そこで、スポーツの指導者たちが積極的に、統轄団体の設置に着手し、そして『DRA』を創設したのである。⁴⁶⁾」としている。

ノイエンドルフは、最初、DTを中心とする大統合を夢想していたのであるが、大多数のドイツ・ツルナーの期待に反して、スポーツ指導者たちが大連合統轄への端緒を形成してしまったのである。この事実において、特に注目すべきことは、スポーツに含まれる進取性と創造性とがドイツに定着したスポーツ運動にも多少とも認められる特徴であったということである。あの異国嫌いのドイツ・ツルナーの地に定着したスポーツの発展は決して見せかけではなかったのである。

だが、このDRAの結成（実は改称・改組）にあたっては、なお若干の反対者・批判者のあったことを見逃すことはできない。その主たるものは「ドイツ・ツルネン教師連盟」であった。しかしながら、DTや「ドイツ青少年・民族シュピール中央委員会」やその他のスポーツ団体が賛意を表するに至り、大勢が決したのである。

続けて、ノイエンドルフは「DRAは、これまで、色々な方法で、傘下の成員に対してのみ体育運動を運営する諸団体を設置してきた。それに対して、「中央委員会」やドイツ・ツルネン教師連盟は全般的に体育の普及・振興並びに民族の育成のために活動してきた。⁴⁷⁾」と説く。

ここで、ノイエンドルフは、中央委員会やドイツ・ツルネン教師連盟の全般的な活動を高く評価している。事実、これまでのDRAは、DTや中央委員会やドイツ・ツルネン教師連盟の活動に較べて、活動的であったとはいえないのである。しかしながら、そのことは、DRAの果たす役割が「ドイツのオリンピック競技への参加推進」にあったからであると考えられる。

また、ノイエンドルフは、「DRAにおいて、DTがなんら代表的発言権を持たなかったということは、諸団体の意思を真に反映しているとは考えられない。⁴⁸⁾」として、彼は、DRAでの投票権を、それぞれの団体の成員数に応じて比率制にすることを望んだのである。

更に、「色々な下部委員会を設置し、それぞれの役割・担当分野を決め、専門分野の活動、例えば、学校体育、女子体育、競技試合、シュピール・プラッツの設置、スポーツ並びに競技シュピールの育成、そしてスポーツ・体育の科学研究などを導かねばならない。⁴⁹⁾」と説く。そして、これまでのDRAの活動分野の不明確さと狭さについて、批判している。

最後には、DRAの使用する用語、例えば、「Stadion」(1912年に、ドイツ・オリンピック競技委員会～DRAの前身～がベルリンの『緑の森』に建設したもの)や「Generalsekretariat」(当時、カール・ディーム)などの用語は極力避けるべきであると批判している。

以上の様なノイエンドルフのDRAについての批判的見解に対して、DRAの当時の書記局長カール・ディームは「Der Deutsche Reichsausschuss für Leibesübungen⁵⁰⁾」という論文の中で、ノイエンドルフの考え方に反論を試みている。

その冒頭において、ディームは、DRAというのは「スポーツ・体育領域での全権を持つ組織体であり、また、これは連合の形態でもって、諸団体の自主独立を害うことなく、ドイツ・スポー

ツ・体育を運営する諸団体を統轄する。⁵¹⁾」と説いて、DRA の存在特性を明確にせんとした。

この点の裏付けとして、ディームは、DRA の前身「ドイツ・オリンピック競技委員会」へのDTの加盟を指摘しながら、同時にノイエンドルフの批判に答えている。即ち、

「DT は、本委員会の原則（1904年に規定したもので、『スポーツ・体育の推進を課題とするこの連合の設置は、国民的競技大会の開催をもって始まる。』）を了承し、改正を求めることもなく、1906年に加盟した。DT の加盟とともに、『当委員会』内でのスポーツとツルネンとの反目・対立が一応解消した。・・・こうして、1915年の第1回ドイツ競技大会が順調に開催される運びとなった。スタジオンでの開会式において、これら体育の2流派は友好的にツルネン・スポーツ祝典を開催した。⁵²⁾」としている。要するに、「本委員会」の活動原則を認めて、DT が加盟したのであるから、なんら批判される筋合のことはないというのである。

更に、ディームは、DRA の活動領域の狭さということに対するノイエンドルフの批判について、「DRA の第1の目的はスポーツ・体育の普及である。⁵³⁾」とし、続いて、この活動目的を実現するために、DRA は加盟団体に以下のような課題を提示したという。即ち

1. 学校における体育の授業時間数の増加
2. 社会体育団体への生徒の参加導入
3. 社会体育団体における一般青少年の義務制の体育の推進
4. 市町村におけるシュピール・プラッツ設置の義務
5. 社会体育団体への兵士並びに軍隊体育運動の導入⁵⁴⁾」の5点である。

こうした課題の実現とともに、スポーツ・体育の普及・振興が結果し、最終的には「民族・国民の健康、民族・国民の発展、道徳性の高揚、生活感情の進展、民族性の強化などに大いなる影響⁵⁵⁾」をもたらすであろうと論じている。

以上述べた様な点が、「ドイツ・オリンピック競技委員会」からDRAへの改称・改組の要因といえようか。なぜならば、これまでの「委員会」は元来オリンピック競技に直接関係のある「競技スポーツ」の推進を主要目的としていたのに対して、DRA は既述の様に多面的な問題領域を推進しようと意図していた。それ故、これまでのオリンピックを中心とする名称では、その連合の実体を明確に伝えることができなくなったのであろう。こうして、DRA へと改称・改組したのであろう。

更に、DRA の第2の目的は、「DRA に関する新聞界の公正な意見並びにそれらの手段の獲得である。⁵⁶⁾」としているが、ここでは、DRA 活動の正しい宣伝と間接的な募金の1手段として新聞を活用しようと目論んでいたのである。

第3の活動として、「直接的な募金活動⁵⁷⁾」を挙げている。ディームは「緑の森のスタジオンの建設と同様、多くのツルネン・スポーツ・シュピール・プラッツの設置を募金や寄付で可能⁵⁸⁾」にしようと策していたのである。そのために、色々な行事、例えば「身体運動能力テスト」、「競技大会」、「募金祭典」などを運営・開催し、基金を集めようと考えたのである。⁵⁹⁾

最後に、ディームは、「DT は11年間、加盟団体であったし、また活動的に関与してきた。しかしながら、DT は、DRA の加盟団体として、その組織の規模と歴史的伝統に合致する様な活動を遂行したかといえ、そうはいえない。⁶⁰⁾」と批判している。

このディームの見解は正しい。なに故ならば、DT は、DRA の前身「ドイツ・オリンピック競技委員会」内では、決して活動しなかったし、また活動したという証拠も少ないのである。

以上がDRAの改称・改組をめぐるのノイエンドルフとディームとの論争の概略である。

ここでは、ノイエンドルフは適確な資料を持たずに、ただ感情的に、DRA の原則や実践路線について批判しているのに対して、ディームは適確な資料と DRA の本来的役割・使命に基づいて、反論を試みているとみてよいであろう。

1917年11月18日に、フォン・エルツェン (Von Oertzen) によって、DRA の競技委員会が招集された。そこには、DRA の幹部、プロイセン陸相、文相、軍司令部軍医、13名のスポーツ団体代表、DT 代表、学生体育連盟 (Der Deutsche Akademische Bund für Leibesübungen) 代表、中央委員会代表、ドイツ闘技連盟 (Der Deutsche Kampfspiele Bund) 代表、ベルリン・ツルネン教師連盟代表、マルク・ブランデンブルク・ツルネン教師連盟代表、そして、その他の個人や新聞関係者などが出席した。⁶¹⁾

この席上で、書記局長カール・ディームは「DRA の設置について」や「DRA の祖國的体育の推進について」や「青少年の身体的育成義務について」講演した。⁶²⁾

DT や中央委員会の指導部ほど偏狭過激な愛国心に基づくものではなかったけれども、DRA もまたドイツ軍部と結託して、ドイツの青少年を戦争のために準備しようと試みたのである。例えば、1918年の DRA の報告に拠れば、DRA は学校体育の推進に尽力すると共に、軍隊における体育運動の振興にも没頭した。更に、国防ツルネン競技に倣って、すべての兵役義務年齢期の青年を対象として、身体能力テストを実施した。また、この能力テストは全国民をも対象としていた。そして、DRA は、この能力テストを、ドイツ競技シュピールの発展の前提と考えていたのである。⁶³⁾

しかしながら、DRA は、青少年の軍事的準備にのみ意を用いていたのではなかった。1918年のプランの中には、次の様な活動計画も含まれていたのである。すなわち、スタジオンにおける指導コースの開催、学生、生徒向け自由参加コース、ツルナー・スポーツマン向けの上級養成コース、ツルネン・スポーツ指導者養成コース、一般指導者向けの教授コースの開催などである。更に、実技面と理論面の研究の推進も含まれていた。⁶⁴⁾

こうした実践活動とともに、DRA は未加盟団体⁶⁵⁾の勧誘、幹部指導者の充実、執行部組織の確立などにも意を用いていたのである。⁶⁶⁾

この様にして、DRA は、ディームが指摘した様な活動原則に則して、ドイツ・スポーツ・体育の全般的な発展へ向けて努力していたのである。

既に記述した様に、1917年に、スポーツ・体育分野の大同団結を目的として、「ドイツ・オリンピック競技委員会」が改称・改組して、DRA (ドイツ体育委員会) が設置され、DT (ドイツ・ツルナー連盟) もこの委員会に加盟した。しかしながら、DT は絶えず DRA の原則・プランに対抗し、当委員会の権限強化を阻止しようと画策していたのである。この問題は、また、従前からのスポーツ界とツルネン界との対立・抗争の延長線上にあった問題でもあった。

当時、特に表面化していた問題はスポーツ競技会の開催をめぐる問題であった。DT が、まずその論争の口火を切った。「既に、久しい以前から、ドイツ・ツルン・フェスト (ドイツ体操祭) という名称で、真のドイツ的競技会が存在していることを念頭におかず、DRA がドイツ競技会の開催をそのプログラムの中に設定していることは、本当に不愉快なことである。⁶⁷⁾」と説いて、DRA による競技会の開催を批判しながら、その主催権は、元来 DT に属すると主張するのである。

これに対して、DRA 執行部は、「祖國的競技会の開催は、1904年の『国内オリンピック競技』という名称で、DRA の活動目的として、その原則の第1条項に採用された。これらの規定に関しては、1907年に、DT 執行部が、DRA の原則に賛意を表していた。そして、新しい『祖國的競技会』という名称は、1916年9月のハンブルクにおけるDT 執行部の決定に応じて生じたものである。⁶⁸⁾と反論し、競技会の開催というのは、DRAの方が最初であり、DTの「祖國的競技会」の方が後発だと説くのである。

更に、DRA 執行部は、「1915年に計画されたが、戦争によって中止された第1回競技会の延期は、1917年1月25日の会議によって決定された。⁶⁹⁾」と説き、DTもこの決定には賛成したではないかというのである。そんな訳で、競技会の開催に関しては、DRAに優先権があると主張するのである。

また、DRAと「ドイツ競技連合」(Deutscher Kampfspiegelbund, 1913年にライプツヒヒに設置された団体)とが連合した問題に関しても、DT 執行部は批判しているが、この連合に関してもDTが事前に賛意を表していたことであるとDRA 執行部は主張するのである。⁷⁰⁾

この様に、DRAとDTとは、競技会の開催権をめぐっても論争を展開しているが、これまでのスポーツ界とツルネン界との反目・対立にも、ツルネン側に無理押しの論調が認められると同様、ここでもまたDT側の無理難題的態度が明白であり、DRA側の主張を正当と認めた方がよいであろう。

戦争中という国家・国民の非常事態にあたって、州・帝国政府当局は率先して「軍事的青少年教育」を推進した。

学校体育のみならず、社会における体育もまた当局の振興方針に乗って「軍事的青少年教育」に尽力したのである。

当局では、主として、陸軍省、内務省、文部省の3省が中心となって、「青少年教育」を推進した。

学校体育に関しては、上級学校や補習学校において「軍事的青少年教育」を推進しなかった。

社会におけるスポーツ・体育においては、DT指導部が特に偏狭過激な愛国心をもって、「軍事的青少年教育」を促進した。

ドイツ青少年・民族シュピール促進中央委員会もまたDT指導部に遅れをとらなかった。

スポーツ活動においては、「ドイツ競技者スポーツ連合」が主として「軍事的青少年教育」を推進した。

1917年には、「DRA」(ドイツ体育委員会)が設置され、一応ドイツ・スポーツ・体育の大同団結が完成したのである。

引用・参考文献

- 1).2).3).4). Monatsschrift für das Turnwesen. H.7. 1915. p.220.
- 5). Monatsschrift. H.3. 1915. p.95.
- 6). Monatsschrift. H.1. 1916. p.p.27-28.
- 7). Monatsschrift. H.8. 1916. p.249.

- 8).9). Monatsschrift. H.12. 1916. p.376. Militärische Vorbildung der Jugend und DT.
- 10). Theorie und Praxis der Körperkultur. H.9. 1957. p.770. Westphal: Der Missbrauch der Körperkultur durch den deutschen Militarismus.
- 11). Monatsschrift. H.9. 1916. p.280. Vorbereitung auf den Heeresdienst und Turnerschaft. 3項について, 整列, 集合, 行進, 隊形編成, 守備陣編成。4項の応用ツルネン〜ゲレンデ地帯での訓練, 手榴弾投げ。5項について, ゲレンデの知識, 報告, 合図, 斥候。
- 12). .13). .14). .15). .16). Monatsschrift. H.3/4. 1918. p.p.80-82. Militärische Vorbereitung der Jugend Reichs-Jugendwehrgesetz und DT.
- 17). .18). Monatsschrift. H.7/8. 1918. p.183.
- 19). .20). .21). .22). .23). Monatsschrift. H.9. 1914. p.p.352-353. 15. Deutscher Kongress für Volks- und Jugendspiele in Altona.
- 24). Monatsschrift. H.1. 1915. p.23.
- 25). Theorie und Praxis der Körperkultur. H.9. 1957. p.773.
- 26). .27). Monatsschrift. H.6. 1916. p.p.186-187. Zentralkommission für Volks- und Jugendspiele.
- 28). Monatsschrift. H.9/10. 1918. p.228.
- 29). .30). .31). Monatsschrift. H.6. 1914. p.247. Friede zwischen Turnen und Sport.
- 32). .33). .34). .35). .36). .37). .38). .39). .40). .41). .42). .43). .44). Monatsschrift. H.2. 1916. p.p.55-57.
- 45). Cotta, C. Leitfaden für den Unterricht in der Turngeschichte. 1926. p.109. Saurbier, B. Geschichte der Leibesübungen. 1955. p.181.
- 46). .47). .48). .49). Monatsschrift. H.8. 1917. p.p.225-227. Der Deutsche Reichsausschuss für Leibesübungen.
- 50). .51). .52). .53). .54). .55). .56). .57). .58). .59). .60). Monatsschrift. H.10. 1917. p.p.289-294.
- 61). Monatsschrift. H.1/2. 1918. p.27. Der Deutsche Reichsausschuss für Leibesübungen.
- 62). .63). .64). Monatsschrift. H.3/4. 1918. p.p.83-84.
- 65). Kampfspielbund, ドイツ・ツルネン教師連盟, 労働者体育団体, キリスト教系体育団体など。
- 66). Monatsschrift. H.3/4. 1918. p.83.
- 67). .68). .69). .70). Monatsschrift. H.9/10. 1918. p.230.